

福祉の体系における「欲望」のフーコー的様相とボランティアの偶然性 —ヘーゲル法哲学における「欲求の体系」の偶然性と文化経済学の考古学—

The Contingency of Desire and Voluntary Work in a System of Welfare : The System of “General Property” and the Archaeology of Cultural Economics in Hegel’s Philosophy of Law

大藪敏宏
OYABU Toshihiro

近代的所有概念を哲学的に確立したのがヘーゲルの法哲学であると指摘されている。この指摘を理解した上でヘーゲルの法哲学を読み直すならば、近代的所有概念の哲学的確立と表裏一体のものとして近代的福祉概念を哲学的に確立したのもヘーゲルの法哲学であるということが分かる。「市民社会」の「全面的依存性の体系」と「普遍的資産」に参加する中で社会現象する福祉の偶然性の多面的な諸相を考察しながら、M.フーコーのいう「人間」の誕生の考古学を既に予示したことを確認し、「欲求の体系」における流行現象や「奢侈」やボランティア活動の必然的な偶然性の解明から、公共的な「福祉行政」を展望する。このような展望の中で、ヘーゲル法哲学が体系的な福祉の交響曲であるという新しい視点のもとで、教育と福祉が融合する領域への哲学的手がかりを探す。

キーワード： 市民社会、欲求の体系、普遍的資産、教養、教育、福祉、南原繁

1. はじめに一福祉の交響曲と福祉概念の近代化

ヘーゲル『法哲学綱要』(1821年)が「福祉の偶然性」(S.241, 128節本文332頁)を問題にしたのは、その「第2部 道德」の「第2章 意図と福祉」の128節本文においてであった。道德に始まる福祉の偶然性の問題は、それ以降の文脈において通奏低音のようにヘーゲルの法哲学体系の全体を貫くライト・モチーフとなること自体が、従来のヘーゲル研究において見落とされてきたと言ってもいいほど注目されることはあまりなかった。ましてや、第2部のこの道徳的な「福祉の偶然性」から始まる「福祉」をめぐる哲学的体系的な通奏低音の漸進的な変奏曲的な音程の弁証法の上昇を通じて、いわば第1楽章の前近代的な福祉(Wohl)概念から第2楽章の近代的な「福祉行政(Polizei)」を経て第3楽章の現代的な社会福祉(welfare; Wohlfahrt)の概念へと高まっていく壮大な交響曲となっているという理解が示されたこともなかった。本当はこのように単純な構造ではないということは、以下の研究で詳述される。交響曲の規範的確立者はベートーベンとされるが¹、それにしても「ベートーベンの音楽はヘーゲル哲学そのものである」と音楽哲学のT.W.アドルノが記したにもかかわらず、ヘーゲルの法哲学が近代的福祉概念を哲学的に確立する福祉の

体系的交響曲でもあるという観点や理解は未だ提示されることがなかった。ただ、ベートーベンの交響曲第3番『英雄』がフランス革命に関係するものだとすれば、ヘーゲルの法哲学はフランス革命だけでなく産業革命の交響曲的解明に関わるものである。

今日のボランティアという概念の重要な語源的淵源となったラテン語の「善意(benevolentia)」から15世紀頃に英語へと輸入されたとされる道徳的な「慈善」や「善行(benevolence)」といった前近代的な福祉概念は、イングランド国王が課した徳税(強制献金)という近世的な時代を経ていることも想起される。「好意(Wohllwollen)」概念にも現れるこの前近代的な福祉(Wohl)概念が近代的な「福祉行政(Polizei)」を通じて現代的な社会福祉(welfare; Wohlfahrt)の概念へと変貌していく体系的で哲学的な概念的組み換え作業にヘーゲルが取り組んでいるということに、本稿は注目する。実はそれは、壮大な福祉の交響曲であり、福祉が必然的偶然性つまり体系的偶然性に翻弄されながら近代的福祉概念を確立していく弁証法的交響曲の体系的展開になっていたのである。

本稿は、ヘーゲル哲学理解をめぐるこうした研究の進展の一環となることを念頭に置きつつ、現代社会における教育と福祉が融合シインクルージョンする領域における様々な社会的現象の理解の深化に取り組む。理解の深化は体系的な理解の進化とともに、現代の福祉や社会現象をめぐる理論哲学の深化をもたらすだけでなく、その実践哲学の深化と領域拡張にもつながると考えられるからである。

2. 産業革命の帰結としての福祉の体系

その「第3部人倫」「第2章市民社会(§ 182-256)」は、周知のように「A欲求の体系(§ 189-208)」「B司法活動(§ 209-229)」「C福祉行政と職業団体(§ 230-256)」の三契機に分かれる。本稿では、この中の「欲求の体系」において「偶然性」が実際の社会生活の中でどのように具体的に考察されているかを整理しながら、以下のような課題に取り組む。

まずこの市民社会には以上の三契機が含まれることは、「第2章 市民社会」緒論の最終節である188節の本文において示されている。そこでまず、「A欲求の体系」については次のように書かれているのも、有名である。「A、個々人の労働によって、また他のすべての人々の労働と欲求の満足とによって、欲求を媒介し、個々人を満足させること—欲求の体系」(S.346, 188節本文421頁)³。ここで書かれている「欲求の満足」とか「個々人を満足させること」に関して想起されることは、第二部第二章「意図と福祉」において、「もろもろの欲求、傾向、情念、意見、おもいつき等」(S.230, 123節本文325頁)という「こうした内容を満足させることが、福祉(Wohl)」(S.230, 123節本文325頁)のありかたであると書かれていたことである。188節本文にあるように、労働とすべての人々の「欲求の満足」とによって「欲求を媒介し」ながら個々人の「欲求を満足」させることが「欲求の体系」であるとすれば、そして123節本文に書いてあるように、「欲求を満足」させることが「福祉」であるとすれば、以上のような「欲求の体系」という市民社会へのヘーゲルの有名な規定は、同時にいわば<福祉の体系>と呼び代えることもできるはずであろう。実際にこのことは、229節への補遺の講義では、次のように補足されている。「この福祉こそ、欲求の体系にあっては一つの本質的な使命である」(S.382, 229節補遺462頁)。

そもそも今日的な「福祉」という概念は、もともとは「救貧」とか「慈善」という前近代的とも言えるかのような意味をもっていた。それが今日のような近代的な「社会福祉」という含意へと変貌するのが産

業革命後の19世紀の世界史であったとも言えるだろう。このような前近代的とも言えるような「救貧」とか「慈善」という含意をもっていた概念(benevolence)を近代的な「福祉」概念(welfare)へ転換する哲学的な組み換え作業に、初めてヘーゲルの法哲学が体系的に取り組んでいるということ自体、これまであまり理解されてこなかったことのようなのである。だとすれば、ましてやそれがどのような近代史や現代史に哲学的に関わるのかという考察や研究は少なくなる。そこに理解の空隙があるとすれば、そのような空隙を埋める研究に、本稿は取り組む。産業革命とともに完成していく「欲求の体系」において「福祉」が「本質的な使命」となることに気づくならば、産業革命が今日的な「福祉」の概念を必要としたということに気づくはずであり、そこでヘーゲルが産業革命と表裏一体とも言えるアダム・スミス『諸国民の富』(1776年)を引用するとすれば、産業革命がスミス以降の社会科学を必要として呼び寄せたとも言える。ヘーゲル法哲学の最大の哲学的意義の一つが市民革命だけではなく産業革命という世界史的イベントに体系的に哲学的に初めて本格的に取り組んだと言えるということであるとすれば、その歴史的脈絡において「福祉」概念の近代的哲学的刷新に取り組んだことの意味と成果を探る必要がある。

3. 欲求の体系の偶然性

『法哲学綱要』「第2部 道德」の「第2章 意図と福祉」の128節本文に出てくる「福祉の偶然性」(S.241, 128節本文332頁)は、「第二部 道德」章における「善」から「悪」への福祉の偶然性の弁証法を経て、「第三部 人倫」「第一章 家族」において「福祉の偶然性」に対する共同的対応が家族の重要な基軸となった⁴。しかしこの「福祉の偶然性」に対する共同的保障を軸とする家族という人倫も、むしろそのためのもとも言える家族における子供の教育が成功して、子供が成人して生計と福祉の能力を身につけて独立して市民社会の中へと去ることによって、「家族の人倫的解体」(S.330, 177節本文404頁)に至る。こうして、この「福祉の偶然性」への配慮の問題は、「市民社会」へと継承されたことになった。市民社会の二つの原理は、「悟性的分別」(S.344, 187節注解420頁)である「普遍性の形式」(S.339, 182節本文414頁)という第二の原理を媒介として、「特殊福祉」(S.382, 230節本文)の実現を目的とする「特殊的人格」(S.339, 182節本文)という第一の原理が成り立つという構造をなしている(S.339, 182節本文)。ではまず、この「市民社会」の「A欲求の体系」においてこの欲求充足と福祉の偶然性がどのように考察されるのかを、見ることにする。

3.1. 経済的偶然性—スミス、セー、リカードのマクロ経済学の「思想の榮譽」—

さて「特殊福祉」の充足をめぐる具体的な人格が「労働と陶冶によって獲得する」(S.344, 187節注解420頁)先ほどの「普遍性の形式すなわち悟性的分別」(S.344, 187節注解420頁)をめぐる(悟性的)法則性を発見しようとする科学は、もちろん経済学である。この法則性すなわち「ことがらの単純な諸原理、すなわちことがらのうちに働いていて、ことがらを支配している悟性」を、「さしあたり目の前にある無限に多数の個々のものから、いかにして見つけ出すか」という興味ある過程」(S.346f., 189節注解422頁)を示しているのが「国家経済学」であり、ヘーゲルは具体的に「スミス、セー、リカード」(S.347, 189節注解422頁)の参照を指示している。したがって経済学は、目の前にある無数の偶然的な経済現象の根底に潜む悟性的

普遍性の形式である必然的な経済法則の発見を課題とする社会科学ということが出来る。特殊な福祉の充足をめぐる経済現象の偶然性と必然的法則とを架橋しようとする経済学について、いいかえると経済的偶然性と経済学的必然性の法則との関係については、189節補遺の講義において、ヘーゲルは次のように補足している。——「食べること、飲むこと、着ることなどのような、一般的欲求とでも呼ぶべきものがあるが、これらがどのようにしてみたされるかはまったく偶然的事情による。土地の肥沃さはところによって違うし、収穫も年によって異なるし、勤勉なものもいれば怠け者もいる。しかし恣意[偶然的意志]のこうした蠢動(dieses Wimmeln von Willkür)は、それ自身の中から普遍的な諸規定を生み出すのであって、この一見ばらばらで無思想的に見えるものが、自ずから生じる一個の必然性によって支えられるのである。ここでのこの必然的なものを発見することが国家経済学の目的であって、国家経済学は、大量の偶然事に関してもろもろの法則を見出すのであるから、思想の榮譽になる学である」(S.347, 189節補遺422頁)——。経済上のさまざまな「偶然的な事情」や⁵、経済現象上の「大量の偶然事」をめぐる経済学の「思想の榮譽」が、ここで哲学的に評価されているのである。

3.2. 欲求の偶然性(自然的欲求と社会的欲求)

すでに取り上げたように、市民社会において福祉つまり欲求の満足が実現するかどうかの偶然性は、「その満足はいたるところで外的偶然性と恣意によって左右されており、また普遍性の力によっても制限されているから、必然的欲求の満足も偶然的欲求の満足も偶然的である」(S.341, 185節本文416頁)と書かれていた。ここで注目するのは、この福祉が「外的偶然性と恣意によって左右されている」という箇所である。ヘーゲルの資本主義経済における偶然性の考察はこれまでの社会思想史上において最も包括的なものであるとも言えるものなので、ここでもさらに詳細な議論が付加されている。つまり、この185節本文における欲求の満足の偶然性に関する考察は、直接的ないし自然的な欲求の偶然性であって、ヘーゲルはこれに対して「社会的欲求」の「必然性」を対置しているのが194節である。——「社会的欲求には、直接的あるいは自然的な欲求と、表象が求める精神的欲求とが結びついているが、社会的欲求においては後者が普遍的なものとして重きをなすものとなるから、この社会的契機の中には、自然必然性からの解放の面がある。すなわち欲求の厳しい自然必然性は隠されて見立たなくなり、人間は自分の意見、そのうえ社会一般の普遍的意見〔社会意識〕、つまり人間がみずからつくったにすぎない必然性にしがたがってふるまい、単に外面的偶然性や、内的偶然性である恣意にしがたがってふるまうのではないという面がある〔ここまで194節本文〕。いうところの自然状態においては、人間はいわゆる単純な自然的欲求をもっているだけであって、それを満足させるためにも、偶然的自然が直接的に与えてくれるような手段を用いるだけであるから、こと欲求に関しては、自然状態における人間は自由のうちに生きているのではないか、というふうを考える考え方がある。しかしこれは、まだ労働のうちにある解放の契機を顧慮しない考え方である〔194節注解〕」(S.350, 194節本文注解426頁)——。

ここ194節本文では「社会的欲求」は、185節本文とは異なって「外的偶然性と恣意」によって左右されない面があるということを強調している。したがって185節本文での欲求の偶然性は、194節でのヘーゲルの表現を使えば「自然的欲求」が翻弄される偶然性のことであることが分かる⁶。

3.3. 洗練と流行の偶然性とブルジョワ的「人間」の誕生—フーコー的様相の考古学—

そしてこうした欲求論の偶然性の詳細な考察の展開の背景にあるのは、動物的欲望と人間的欲求との間の区別に関する洞察である。それは190節本文に登場している。——「動物の欲求は制限されており、それを満足させる手段および方法の範囲も、同様に制限されている。人間もまたこうした依存状態にあるが、それと同時に人間はこの依存状態を超えていくことを証明し、そして自分の普遍性を実証する。人間がこれを実証するのは、第一には、欲求と手段とを多様化することによってであり、第二には、具体的欲求を個々の部分と側面とに分割すること、および区別することによってである。そしてこれらの部分と側面とは、種々の特殊化された、したがってより抽象的な欲求となる」(S.347f., 190節本文423頁)——。こうした欲求の多様化をめぐる考察は、今のところは185節の補遺に収められている次のような講義記録によっても補足される。——「人間の欲望は動物の本能のように閉ざされた範囲のものではないから、人間は自分の欲望を表象と反省によって拡大し、これを悪無限的に追い続ける。ところが他方、欠乏や窮乏も同じく限度のないものである」(S.342., 185節補遺418頁)——。この185節補遺における人間の欲望は「表象と反省によって拡大する」という講義記録は、194節本文で言及される社会的欲求に結びついている「表象が求める精神的欲求」(194節本文)と一致していることから信頼性が高いと言える。さらに、社会的である人間的欲求の「無限に進行する多様化」と「洗練化(Verfeinerung)」(S.349, 191節本文424頁)については、「イギリス人が快適な(comfortable)と呼ぶところのものは、まったくきりのないものであって、…だから欲求は、直接欲求している人々によって作り出されるよりもむしろ、その欲求が生じることによって儲けようとする人々によって作り出される」(S.349, 191節補遺424頁)という講義記録もあり、今日の市場創造や需要創出の理論や商品流行の理論の先駆とも思われる考察すら残されている⁷。こうしたヘーゲルの考察は偶然性というタームを明示的には使っていないものの、流行現象における偶然性と必然性との連関についての萌芽的な考察が193節において展開されている。つまりヘーゲルによれば、一方における「他人と同等でありたい」という「同等性の欲求」や「自分を他人と同じにすることである模倣」が、他方における(しかし実は同等性や模倣の欲求の中に潜在している)「ひととき目立ったものによって幅をかきせたい」という「特殊性の欲求」と相俟って、「欲求を多様化し拡大化する」(S.350, 193節本文426頁)ことになるのである。ここにまさに、現代にも通じる市民社会の流行現象における欲求の必然性と偶然性の連関の背景に関する先駆的な哲学的考察の萌芽を見ることができる⁸。こうした市民社会(資本主義社会)における欲望の「無限に進行する多様化」(191節本文)と「洗練化」(191節本文)の社会的背景にあるのは、こうした欲求の無限化を担う「(フランス語でいうブルジョワとしての)市民(Bürger)」(S.348, 190節注解423頁)であり、つまり「人間(Mensch)と呼ばれる」ところのこの「欲求の立場」(S.348, 190節注解423頁)なのである。したがって、この人間とは、歴史的に無規定な人間つまり超歴史的な人間一般なのではなく、近代市民社会の成立とともに登場した、ある特定の歴史的規定性をともなった近代市民社会的つまり近代資本主義的な「人間と呼ばれるところの、表象の具体物(Konkretum der Vorstellung)」(S.348, 190節注解423頁)なのである。これは後世のミシェル・フーコーが「人間の終焉」を主張するときの、まさにその「人間」にほかならない。けだし、「人間は、表象の内部に宿り表象のなかに解消させられたかに見えた言語が、細分化されたかたちにおいてのみ表象から解放されたとき、はじめて成立したものにすぎなかった」(M.フーコー『言葉と物』)⁹とフーコーが言うときの「人間は、19世紀のはじめに、この歴史性との相関関係において、あのすべての

物、すなわち、自身に巻きつき、みずからの並列をとおし、しかもその固有の諸法則にしたがって、自身の起源の近づきたい同一性を指示する、あのすべての物との相関関係において、成立したのであった」(フーコー『言葉と物』¹⁰⁾からである。しかしそれは、「19世紀のはじめ」と言わずとも、1789年のフランス人権宣言の「人および市民の権利宣言」というタイトルにおいて既に暗示され、またこの暗示は1821年のヘーゲルの『法哲学綱要』190節注解において既に哲学的な歴史的な位置づけを与えられて明示的に考察されていたのである。フーコーにあってヘーゲルに欠けているものは、ソシュールの構造主義(フーコー『言葉と物』¹¹⁾とニーチェの超人の約束(フーコー『言葉と物』¹²⁾)である。だからフーコー自身が、既に次のように書いていた。——「思考は、その実存とすれすれのところにあつて、もつとも初期のその形態をとるやいなや、それ自身行動——危険な行為——となるのだ。サド、ニーチェ、アルトー、バタイユは、そのことに無知であろうと望んだすべての人々にかかわって、そのことを知っていた。しかもまた、ヘーゲル、マルクス、フロイトも知っていたことはたしかだ」(フーコー『言葉と物』)¹³⁾。そういえばフーコーの言う通り、ヘーゲル『法哲学綱要』緒論の4節注解でも13節注解でも思考と行動とが不可分であることが繰り返し強調されていたし、このことは端的に、「思考と意志、理論的態度と実践的態度の、これらの区別は切り離され得ないものである。それらは一個同一のものであつて、思考ならびに意欲のどんな活動のうちにも両方の契機が見いだされるのである」(S.48, 4節補遺192頁)と講義されていたのである。

3.4. 洗練と流行の中での依存と窮乏との無限増大化—「奢侈」—

こうして「人間」の社会的欲求は、自然的欲求と異なって「外面的偶然性や内的偶然性である恣意に従うわけではない」という面をもつのであるが、しかしそれも「人間がみずから作ったにすぎない必然性にしたがってふるまう」(194節本文)のであつて、社会的欲求の必然性が偶然性から免れているというようなことにはならない¹⁴⁾。たとえば、流行は一過性のものであり、流行が過ぎ去れば、つまり別の時期の別の地域においては誰も欲求しないものとなり忘れ去られるという欲求の偶然性が明らかとなる。つまり「欲求は、直接欲求している人々によって作り出されるよりもむしろ、その欲求が生じることによって儲けようとする人々によって作り出される」(S.349, 191節補遺424頁)偶然的なものなのである。だから「社会的欲求」(S.350, 194節本文426頁)における「自然必然性からの解放は形式的である」(S.350, 195節本文426頁)にすぎないのであり、その結果として「奢侈」が社会的趨勢となる一方で、他方では「依存と窮乏との無限的な増大化」(S.351, 195節本文427頁)が社会の趨勢となるのである¹⁵⁾。

4. 労働における偶然性と産業的教養の開始—南原繁のヘーゲル・ゼミナール—

以上のようにして、市民社会(資本主義社会)における欲求の「無限に進行する多様化」(191節本文)と「洗練化」(191節本文)は、欲求の体系において「依存と窮乏との無限的な増大化」(S.351, 195節本文427頁)をもたらした。つまり、「奢侈(Luxus)」(S.351, 195節本文427頁)と「窮乏(Not)」の無限的な増大化すなわち貧富差の際限のない拡大とともに、「普遍性の形式」(S.339, 182節本文414頁)という市民社会の原理がもたらす「全面的依存性の体系」(S.340, 183節本文414頁)は、「依存」の「無限的な増大化」(S.351, 195節本文427頁)へと増長するのである。だとすれば、市民社会における欲求の「その満足はいたるところで

外的偶然性と恣意によって左右されており、また普遍性の力によっても制限されているから、必然的欲求の満足も偶然的欲求の満足も偶然的である」(S.341, 185節本文416頁)以上は、この欲求の充足の偶然性もまた拡大する側面をもつことになるはずである。

そしてこの「普遍性の形式すなわち悟性的分別」(S.344, 187節注解420頁)を手に入れるための修養が「陶冶的教養(Bildung)」(S.344, 187節注解420頁)であり、この陶冶的教養にもとづいて欲求充足のための「手段を作製し獲得する媒介作用」(S.351, 196節本文427頁)が「労働」である。そしてこの労働の普遍性が抽象化するのにもなって「労働の分割」つまり分業が進行していく。分業の進行とともに労働は抽象化つまり単純化し、単純労働となるとともに、生産量は増大する。この文脈でイェーナ期の実在哲学ではヘーゲルはA.スミス『諸国民の富』を引用していたことはよく知られている。この生産量の増大と同時並行して、この分業は、欲求充足(福祉)のための「人間の依存関係と相互関係を余すところなく完成し、これらの関係をまったくの必然性にする」(S.352, 198節本文429頁)。「普遍性の形式」(S.339, 182節本文414頁)という市民社会の原理がもたらす「全面的依存性の体系」(S.340, 183節本文414頁)は、「普遍性の力」(S.341, 185節本文416頁)として「自由としてではなく必然性として」(S.343, 186節本文418頁)存在するようになり、「形式的普遍性」(S.343, 187節本文419頁)として「外的必然性の連関」(S.344, 187節注解419頁)をなすようになっていた。そして労働が高度に抽象化し単純化し、分業化が進行するにしたがって、この「全面的依存性の体系」つまり「外的必然性の連関」は、あますところなく完成して、この欲求の相互連関と相互依存の全面的体系に人間を全面的に依存させるに至るのである。

労働の抽象化と単純化とともに分業化が進行すること(生産システムとしては工場制手工業に対応)によって、「人間の依存関係と相互関係を余すところなく完成して、この関係を「まったくの必然性」にした。そして労働の抽象化と単純化は、人間の労働を「機械的(mechanisch)」(S.353, 198節本文429頁)にし、その結果として人間労働の「機械(die Maschine)」による代替が可能となっていく(生産システムとしては工場制機械工業に対応)。こうした欲求の体系の進展は、欲求充足(福祉)の充実ないし確実化(つまり安定)と高度化(つまり奢侈)を目指した結果であるが、「奢侈」が他方で「窮乏」をともなっていたように、確実化と「まったくの必然性」(S.352, 198節本文429頁)が「偶然性」をともなわないという保証はなく、むしろ逆の側面をも含む可能性もある。ヘーゲルの法哲学は、機械化という生産システム上の劇的な技術革新である産業革命以後の市民社会の激動を視野に入れながら、こうした欲求の充足をめぐる必然性と偶然性の両面性を注意深く考察していく。

なお、ここでヘーゲルが分析した分業とともに抽象化する「労働」へと具体化する「陶冶的教養(Bildung)」のあり方は、20世紀にはチャールズ・チャップリンが映画『モダン・タイムス』(1936年)の中で戯画化するが、20世紀後半の富山県では全国的な「産業教育」の動向の中で矢口新が「産業的教養」という形で推進する中で「七・三教育」を推進し「後年七・三教育として県民の不評をかった方策は、全く私の責任といってもよいと思う」と述懐することになる¹⁶。これについて吉田実は、「こんにち、前期中等教育に関する中教審の答申や、いわゆる“七・三教育”についての論議が混乱をみているとき、南原〔繁〕郡長の教育理想をいま一度かみしめてみるべきではなからうか」と記している¹⁷。こうした後世の混乱を、あたかも予見するかのようなヘーゲル哲学の原書講読をする昭和8(1933)年秋の南原繁のゼミナールに参加した学生は、「先生の研究室に集まって、ヘーゲルの深い思想と、美しい詩的なヘーゲルの原語に触れる気持ちに、私は全く学徒として最大の幸福感に浸ったものである」と述懐している¹⁸。産業と教養が接近する最初の局面をおそらく初めて哲学的に考察し、同時におそらく最も深く哲学的に考察したものとしてヘーゲルのこ

このテキストは想起に値する。また南原繁が定礎した戦後日本の教養教育における「教養」と「産業」との関係を理解する上でも、基本テキストの意味を有する。

5. 普遍的資産がもたらす偶然性—A. スミス理論の参照—

では、こうした欲求の充足をめぐる必然性と偶然性との両面性について、どのような哲学的考察がなされているかを追跡してみよう。先ほど見たように、マニファクチャーや産業革命とともに「全面的依存性の体系」は、あますところなく完成していった。ヘーゲルは、ここで量的な増大が質的な転化を引き起こすという周知となる弁証法の論理を導入する。労働と欲求の充足をめぐる「人間の依存関係と相互関係」を余すところなく完成した結果として、「弁証法的運動」の中で「主観的利己心(subjective Selbstsucht)は、すべての他人の欲求を満足させるための寄与に転化する」(S.353, 199節本文429頁)。これは、私益の追求が公益の増進に転ずるというアダム・スミスの「見えざる手」の理論を参照していることになる。ただ、『綱要』の優れた訳注に指摘されているように、このスミスの理論にさらに「弁証法的運動」を対置しているところにヘーゲルの独自性が見られる。そして、スミス理論を弁証法的運動の中に位置づけるという点よりもさらに重要なことは、このような弁証法的運動の中への位置づけが、あくまでも意志の自由の実現という法哲学の原理にもとづいて歴史哲学的な視野の中で行われているということである。その結果として、関連社会科学的な学際性の中で必然性と偶然性との両面性が、注意深く考察されていくのである。

5.1. 普遍的資産による福祉の偶然性と貧富差の拡大—教育と福祉のアンチノミー—

まず、「万人の依存関係という全面的からみ合いのなかに存するこの必然性が今や、各人にとって普遍的で持続的な資産なのであり、各人は、自分の教養と技能によってこれに参与してその配分にあずかり、自分の生計を安全にする可能性を与えられている」(S.353, 199節本文430頁)と書かれている。つまり「全面的依存性の体系」つまり「外的必然性の連関」は、産業革命の中であますところなく完成していくことによって、「普遍的資産」となるのであるが、これによって「自分の生計を安全にする」すなわち欲求の充足つまり自分の福祉を実現する「可能性」が与えられているのである。つまり「必然性」である「普遍的資産」に参与することによって、欲求を充足する「可能性」が与えられているのである。

このような意味において「資産(Vermögen)」は「能力(Vermögen)」でもあり、いわば資産能力である。それは「能力」という機能が資産という実体を産み出すと同時に、能力の所産としての資産という実体が資産能力という機能の能力をも規定して、能力という機能も資産という実体に絡め捕られていく。この循環論法的な相互的囚われの様相論理をヘーゲルの法哲学から読み取ったマルクスは、後年このロジックを「資本」の論理として『資本論』を展開する。

ここで法哲学の「論理学的精神」に注目して論理学の「様相」論を踏まえて論理学的に抽象化すれば、「必然性」に参与することによって得られる「可能性」とは、「偶然性」ではないだろうか？こうした視点には、法学、経済学、哲学、論理学、弁証法の専門性の垣根を超えていくような学際性ないし相関性が要求される。しかし、もともとヘーゲルの法哲学に内在していたこうした学際性や相関性がこれまで見失

われてきた結果として、ヘーゲル法哲学における「偶然性」の重要性への正当な評価がなされてこなかったのである。法学部に所属する法思想史の専門家はヘーゲルの法思想のみを研究し、経済学部にも所属する経済思想史の専門家はヘーゲルの経済思想のみを研究し、倫理学科にも所属する倫理思想史の専門家はヘーゲルの倫理思想のみを研究し、哲学科にも所属する哲学思想史の専門家は『精神現象学』と『論理学』とその成立史の研究に没頭してきたからこそ、その垣根の隙間の問題、たとえば法哲学や経済哲学や社会哲学における偶然性の様相論理というような視点は見失われざるを得なかった¹⁹。

しかし、ヘーゲルの法哲学は、まさにこうした各専門領域にまたがる相関性の中でこそ、論理を豊饒化しながら一貫させようとする。まさにいわゆるシステムの分化に対応しながら、システムの分化を統合的に捉える論理を開拓しようとするかのようなのである。

「必然性」である「普遍的な資産」に参加することによって得られる欲求充足の「可能性」は、「自分の教養と技能」によって、この「必然性」に参加することによって得られる「可能性」であった。したがって、この「可能性」は、自分の「技能」によって制約されているということが、200節本文で考察されるのである²⁰。そこで登場するのが、この「普遍的資産」への参加にともなう福祉実現の偶然性である。——普遍的資産に参加するための「この技能は技能でそれ自身また、資本(Kapital)と、さらにはもろもろの偶然的事情によって制約されている。この偶然的事情が多様であることが、もともとそれ自身で既に不平等であった生来の身体的精神的な素質を、その発達において相違せしめる、—この相違たるや、この特殊性の圏のあらゆる方面、あらゆる段階に現れ、その他の偶然性や恣意と相俟って、諸個人の資産と技能との不平等を必然的結果として生み出すのである」(S.353, 200節本文430頁)——。

この「諸個人の資産と技能との不平等」を「必然的結果」として生み出す普遍的資産参与への技能獲得をめぐる偶然性を縮減させようとして、また他方で殖産興業を成功させようとして、産業革命が引き寄せたのが公教育である。とすれば、教育と福祉の関係は、収斂的であると同時に背反的でもあることになる。両者の関係は必ずしも予定調和的とは限らないという、このアンチノミーの局面を視野に入れた学的構築が示唆されていることになる。

5.2. 平等論と道徳的慈善活動の偶然性—「友愛」とボランティア—

「偶然的事情」によってもたらされ、さらに「その他の偶然性や偶然的意志と相俟って」「必然的結果として」生み出されるところのこの「諸個人の資産と技能との不平等」を排除すべきだという思想を、ヘーゲルはもっているのだろうか。個人の自由を軽視する共同体論者とみなされがちなヘーゲルであれば、また偶然性を排除して必然性をのみ追求したとみなされがちなヘーゲルであれば、偶然性によってもたらされる不平等を基本的に排除すべきだという思想をヘーゲルはもっていたとみなされそうである。しかし実際は、そうした予想の逆である。「市民社会の原理」(S.233, 124節注解327頁)として「主観の特殊性の権利あるいは主観的自由の権利」を最大限に重視するヘーゲルは、185節注解においてプラトン『国家』が「実体的人倫」(S.342, 185節注解417頁)を擁護して「主観の特殊性の原理」(S.342, 185節注解417頁)でもある「主観的自由の原理」(S.342, 185節注解418頁)を「排除した(ausschloß)」(S.342, 185節注解417頁)と批判していたことを想起しなければならない。すでにその124節注解において、「特殊性の原理」(S.233, 124節注解327頁)の「満足」を単に傾向性とのみ見なした上でこの特殊性の原理を満足させようとする傾向性

に対する「敵対的な闘争(feindseliger Kampf)」(S.233, 124節注解327頁)としてのみ「道徳」(S.233, 124節注解327頁)を考える「道徳観」を、ヘーゲルは「悟性」(S.234, 124節注解328頁)の「抽象的反省」(S.233, 124節注解327頁)にすぎないと批判していた。つまりヘーゲルは、古代ギリシアの実体主義に対しても、近代的な抽象的悟性の主観的道徳主義に対しても、この特殊的福祉の追求という「市民社会の原理」を擁護していたことを正確に理解する必要がある。つまり、ヘーゲルは「福祉という特殊的な内容」(S.236, 125節本文328頁)を重視し、だからこそ、その福祉の偶然性の考察を重視したのである。だからこそ、「こうした精神の特殊性の権利に平等性の要求を対置することは、平等というこの悟性的抽象と悟性的当為を實在的で理性的なものと思ふ空虚な悟性のなすことである」(S.354, 200節注解430頁)とみなしたのである。200節注解において偶然性とともてに不平等を排除しようとする立場に対して「悟性的抽象と悟性的当為」にもとづく「空虚な悟性のなすこと」としてヘーゲル法哲学が批判したのは、124節注解において半面で「実体的なものを見逃して」しまう抽象的悟性が生み出す「心理的従僕(psychologischen Kammerdiener)」(S.234, 124節注解328頁)を批判していたのと同じ視点によるのである²¹。偶然性とともてに不平等を排除しようとする「悟性的抽象と悟性的当為」の思想構造は、まさに偶発的な暴力(テロ)の根絶をめざす「十字軍」の意識を生み出した「不幸な意識」の思想構造と同一構造をなすというのが、ヘーゲル法哲学の視座である。

「福祉という特殊的な内容」(S.236, 125節本文328頁)を法哲学後半の中心軸におくからこそ、市民社会における福祉実現の偶然性の問題が重要となる。この偶然性の問題に対して市民社会における「個人」が何をなすうかが考察されているのが207節である。欲求をめぐる諸身分のうちのどれかに所属するという「定め(Bestimmung)」(S.359, 207節本文436頁)によって「全面的依存性の体系」の一環となり、そのような身分として労働することによって自分の福祉を「配慮」(S.359, 207節本文436頁)することができる。しかし、市民社会における福祉の「その満足はいたるところで外的偶然性と恣意によって左右されており、また普遍性の力によっても制限されているから、必然的欲求の満足も偶然的欲求の満足も偶然的である」(S.341, 185節本文416頁)であった。だとすれば、市民社会を構成する「個人」には、福祉の実現を原理とする市民社会にあってさしあたって何ができるのか。個人にできることが「道徳」であり、今の言葉でいえばボランティアであり、「連帯」(R.ローティ)であり、「友愛」(A.ホネット)である。——「道徳」(S.388, 242節本文468頁)がその固有の場をもつのはこの圏においてである。この圏においては、自分の行動に対する(個人の)反省、もろもろの特殊的な欲求と福祉との目的が、支配的であるからであり、また、これらの欲求と福祉を満足させるにあたって偶然性が働くということが他人に対する偶然的個別的援助をも義務たらしめるからである。」(S.359, 207節本文436頁)——。この207節における福祉の偶然性がボランティア的な慈善活動の道徳の偶然性であることは、「道徳のはたらく十分な場所」(S.388, 242節本文468頁)が再び取り上げられる242節でも示される。そこに登場する「心情(Gemüts)や愛(Liebe)」(S.388, 242節本文468頁)はフリースやホネットの言う「友愛(Freundschaft)」であり、「主観的な援助」(S.388, 242節本文468頁)とは今日で言う社会貢献や国際貢献の「貢献」であり、「慈善活動」とは今日で言う「ボランティア」にほかならない。今日においては、これらの貢献は、個人の公共的精神の現れであり公共能力が示した公共的実績としてポイント化されて個人評価の点数となる。つまり個人の公共性のポイントとして貯めることができ、それが社会貢献と呼ばれる。それは、ヘーゲル哲学的に整理すれば、福祉行政による道徳的善行の促進策ということになる。

6. おわりに—近代的「福祉」概念の確立と社会科学の偶然性—

しかし、このような今日でいう個人貢献実績ポイント制の思想に対して、ヘーゲルは予め次のように考えている。つまり、「こうした援助は、それ自身としても、その効果においても、偶然性に左右されている」から、「心情の特殊性や慈善活動の心術と心得との偶然性」(S.388, 242節注解468頁)にまかせるのではなく、242節では「普遍的対策」として「福祉行政」をヘーゲルは要請するのである²²。こうした観点から、ヘーゲルの偶然性の公共哲学は、「福祉行政(Polizei)」や国家に公共性をより多く配分する結果となったのである。これを、国家主義的な公共哲学と特徴づけることは、確かに可能であろう。そういう意味では、今日の福祉行政は、あたかもこの偶然性を管理できるかのようなものである。ヘーゲルならば、そこに福祉行政の偶然性を見出すはずである。この福祉行政の延長線上で、19世紀の社会科学が登場するのであり、その意味で、この19世紀の福祉行政と社会科学はほとんど同義ないし一個同一のものとも言える。近現代において全く見失われたこのような歴史哲学的知見をもたらすのが、ヘーゲル哲学史的研究の独自の今日的意義であるが、こうした意義もまた見失われやすい。

他方で市民社会を構成する「個人」として、市民社会における福祉の偶然性に対してなしうることは、「他人に対する偶然的個別的援助」である²³。そこにおいて近代市民社会の美談が成立する。そこにあるのは「美しい心(schöne Seele)」の劇化であり、美談の感動である。「神が死んだ」と言ってもまだ「超人」が登場していない以上、私たちは今もなお、そのような歴史哲学の特殊な神聖空間を生きているのである。

近代的な所有概念を哲学的に確立したのは、ヘーゲルの法哲学であると指摘されている²⁴。この指摘を理解したうえでヘーゲルの法哲学を再度読み直すならば、この近代的な所有概念の哲学的確立と表裏一体のものとして近代的福祉概念の哲学的確立を遂行したのも、ヘーゲルの法哲学であることが理解される。

近代的な「福祉」概念を近代史が必要とした原因は、賃金労働とともに貨幣経済の桁違いの浸透と貧富差の急拡大をもたらした世界史的産業革命の展開であったのであり、ヘーゲルの法哲学はそれを必ずしも表看板に掲げなかったかもしれないが、この「福祉」概念の近代化と今日化に最も意識的自覚的に、そしてさらに哲学的体系的に取り組み、やがて未来に登場するであろう社会的問題や諸現象に先駆的に取り組んでいたとは言えるだろう。そしてそれを遂行したからこそ、それでも哲学のミネルヴァの梟は飛翔が遅すぎると誰よりも早く指摘することができた。それを断念や諦念や限界と見るか、先駆的な見識と見るか、それはもはやどうでもよい(ἀδιάφορα) ことである。概念の刷新が何をもちたかを見届け、そのことによって現代に対応した新たな課題を発見しうるか、それが問題である。それによって「新しい価値の創造」は規定されるからである。

(註)

1 新村出編『広辞苑』第6版、岩波書店、2008年、「交響曲」の項。

2 T.W.アドルノ『ベートーヴェン—音楽の哲学』大久保健治訳、作品社、1997年、21頁。

3 ヘーゲル全集からの引用や参照箇所への提示は、本文中の括弧内に略号をもって示す。略号の後の数字は、引用または参照箇所の巻数と頁数を表す。また、〔 〕は引用者による補いであり、特記しない限り引用箇所の傍点 は引用者による。

W = G. W. F. Hegel, Werke in zwanzig Bänden. Theorie-Werkausgabe. Suhrkamp (Frankfurt a. M.), 1971.

GW =G. W. F. Hegel, Hegel Gesammelte Werke. Felix Meiner (Hamburg), 1968.

なお、ヘーゲル『法哲学綱要』からの引用については、本文中の括弧内に W7 の頁数のあと、藤野渉・赤沢正敏 訳『法の哲学』(中央公論社、世界の名著 44、1978 年)の頁数を記した。なお本稿における邦訳においては、ヘーゲルの著書に限らず、邦訳書を参考にしたが、原文対照の上で必要に応じて訳し直した箇所もある。

4 拙稿「愛の偶然性と人倫の哲学 ―ヘーゲル法哲学の家族における偶然性の問題―」、富山国際大学『子ども育成学部紀要』第4巻、2013年、35頁。

5 この経済上の「偶然的事情」は200節本文で「普遍的資産」への参与との関係において明示的に考察されているが、このことは後で取り上げる。

6 ここで「表象が求める精神的欲求」に関する考察は、フロイトの表象の転移理論や後の表象文化論へと繋がる契機が認められる。

7 「ヘーゲルは、近代社会において模倣、流行、慣習の結果として生ずる、個人の『社会化』の過程を強調している」(J.F.シュテール「バーク、ヘーゲルとフランス革命」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』藤原保信他訳、お茶の水書房、新装版、1989年、所収、137頁)。

また、たとえば今日の事例でいえば「加齢臭」という新語は、2001年4月に"Journal of Investigative Dermatology"誌に発表された資生堂リサーチセンター研究員の土師信一郎らの研究によって命名されたとされる。その後、ライオンやマンダムといった企業によって研究が続々と発表されている21世紀の現状を、「だから欲求は、直接欲求している人々によって作り出されるよりもむしろ、その欲求が生じることによって儲けようとする人々によって作り出される」という19世紀前半のヘーゲルの考察は法哲学体系の中で哲学的に位置付けていたことになる。日本版ウィキペディア「加齢臭」、参照。<https://ja.wikipedia.org/wiki/加齢臭%E5%8A%A0%E9%BD%A2%E8%87%AD>

8 この流行の偶然性に関するヘーゲルの分析は、実は既にイエーナ実在哲学で登場している。アヴィネリはその箇所を引用して、「こうしてヘーゲルは、絶えず変化する流行や気まぐれの内的論理と生産過程の内部でのその機能とを把握した最初の思想家の一人である」(アヴィネリ『ヘーゲルの近代国家論』高柳良治訳、未来社、1978年155頁)と解説している。ただし、この流行と奢侈に関するイエーナ実在哲学のテキストを長文で二カ所引用しているところで、その二カ所のいずれにおいてもヘーゲルが明確に「偶然性」という概念をそれぞれ使用しているにも関わらず、アヴィネリはこの「偶然性」という概念を全く一顧だにしないで、結局はこの偶然性問題をやはり「経済的不平等」(アヴィネリ『ヘーゲルの近代国家論』高柳良治訳、未来社、1978年156頁、160頁)の問題へと還元してしまう。こうして「ヘーゲルは、産業社会の疎外と窮乏化を伴う諸結果を見てとる最初の人々のうちの一人であるが、同時に、用語は全く異なるとはいえ近代的福祉国家の諸特徴の多くを具えたある種の国家を提案する最初の一人でもある」(アヴィネリ『ヘーゲルの近代国家論』高柳良治訳、未来社、1978年160頁)とアヴィネリは解説している。しかし本研究はのちの『法哲学綱要』が平等思想を悟性概念とみなして斥けていることに止目しつつ、ヘーゲルは平等主義からではなく、むしろ実現すべき普遍的福祉の偶然性への人倫的「事前の配慮」という視点からという点で「用語は全く異なる」かたちで「近代的福祉国家の諸特徴を具えたある種の国家を提案する最初の一人」としてヘーゲルを理解しようとする点で、アヴィネリのヘーゲル研究とは異なる。

9 M.フーコー『言葉と物―人文科学の考古学』新潮社、1974年、409頁。

10 M.フーコー『言葉と物』、350頁。

11 M.フーコー『言葉と物』、158頁。

12 M.フーコー『言葉と物』、363頁。

13 M.フーコー『言葉と物』、349頁。

14 たとえば19世紀までの人類の子ども達は遊具というものはほとんどを自分で作るものであったが、20世紀後半以降の子ども達にとっては遊具を玩具店で購入するものとして社会的欲求をもつことはほとんど不可避つまり必然的になっている。しかし、その欲求の対象はある地域のある時期の子ども達にとっては「タマゴッチ」への社会的欲求は鉄のごとき強制力(必然性)をもったものであった。

15 ただし、「社会的欲求」の「自然必然性からの解放は形式的である」(195 節本文 426 頁)というところまではヘーゲルは言っていて、「社会的欲求」が偶然性からまったく免れるわけではないということを示唆しているとは言えても、「偶然性」という概念を明示的に示しているわけではない。さらに、この場合の明示されていないで示唆にとどまる偶然性にしても、「自然必然性から解放」されて「人間がみずから作ったにすぎない必然性にしたがってふるまう」(194 節本文)ようになる場合にも、その「自然必然性からの解放が形式的」であることからもたらされる偶然性であり、その結果としてもたらされる「依存と窮乏との無限的な増大化」(195 節本文 427 頁)という社会の趨勢である。したがって、この明示的ではなく含意的に示唆された偶然性は、たとえば「その欲求が生じることによって儲けようとする人々によって作り出される」(191 節補遺 424 頁)流行が、どのような偶然性を介してどのように偶然的に形成されるのかという文化的「必然性」(つまり「人間がみずから作ったにすぎない必然性」(194 節本文))が形成されるプロセスにおける偶然性の機能に関するものではない。しかしこうした局面での偶然性に関する考察は、今日に至るまで稀と言ってよいほどであり、むしろヘーゲル『精神現象学』における革命の弁証法の論理を継承しようとしたマルクス主義の思想陣営における様々な革命の弁証法の継承発展の形態、その継承と批判を試みたサルトルやメルロ＝ポンティらの弁証法への批判的研究、グラムシのヘゲモニー理論の今日的発展や、それとのフロイト理論の接合といった最近の研究の他には、社会システム理論におけるオート・ポイエシス理論の応用や流行をめぐる社会心理学的研究、あるいは複雑性をめぐる進化経済学といったような諸領域においてそれぞれ分散した形で断片的な研究成果が散見されるくらいである。こうした多方面に分散して散見される、20 世紀以降において発展した歴史の変動を捉えようとする動学的研究における偶然性の研究の先駆的萌芽として『精神現象学』における革命の弁証法を位置づけることは可能だとしても、『法哲学綱要』の「欲求の体系」論において、そのような動学的局面における「偶然性」の機能が萌芽的にも考察されているということとはできない。

16 天野隆雄「富山県の七・三教育(一)」、国際アジア文化学会『アジア文化研究』1(1)、1994年、59頁。

17 吉田実「射水郡長・南原繁」、丸山真男・福田歓一編『回想の南原繁』岩波書店、1975年、569頁。なお、〔〕は引用者による補足である。

18 弘津恭輔「政治思想史の講義に支えられた四十年」、上掲『回想の南原繁』149、230頁。

19 ヘーゲル以後における社会諸科学の専門分化にともなう問題点については、山脇直司『新社会哲学宣言』創文社、1999年、参照。

20 「普遍的資産」の必然性に参与する能力を通じて獲得される「可能性」が「偶然性」であり、この「全面的依存性の体系」に「個人」が依存することによって、「個人」がまさに「個人」たりうるという構造に対する「パラドキシカルな診断」(ルーマン)は、社会学では1990年代に登場している。——「個人化とは……実際には、パラドキシカルな行動要求と折り合っていくのを学ぶということである。というのは個人化が意味しているのは、主体的な自由が許される範囲の拡大であると同時に、市場への完全な依存だからである。それは、表現行動の主観化であると同時にその標準化でもあり、自己再帰性の昂進であると同時に圧倒的な外的コントロールでもある」(Helmuth Berkling, Die neuen Protestbewegungen als zivilisatorische Instanz im Modernisierungsprozess?, in: Hans Peter Dreizel/Horst Stenger (Hrsg.), Ungewollte Selbstzerstörung. Reflexionen über den Umgang mit katastrophalen Entwicklungen, Frankfurt 1990, S.53.)。また、ルーマン『近代の観察』法政大学出版局 2003年、152頁参照)。社会学におけるこのような「個人化」論の先駆となったのは、以下のような U.ベックの議論である。「個人化は、むしろ、生活状況の制度化と標準化をともなっていてあらわれる。解放された個々人は、労働市場に依存しており、そのために、教育や消費や社会保障法の規定や給付に依存し、交通計画や消費財の供給に依存し、医学や心理学や教育学に助言や助力の能力や型に依存している。これらすべては、『制度に依存した個々人の状況』に対する特別な統制構造があることを示している」(ベック『危険社会』法政大学出版局 142頁)。ヘーゲルの「普遍的資産」論は、これらの社会的「個人化」論の先駆的前提ということができる。

21 この「平等というこの悟性的抽象」という批判的表現は、49 節注解における所有物の占有に関する「平等ないし同等は、悟性の抽象的な同一性である」とか、「平等の要求はますます空っぽで表面的な悟性の分別である」

という表現と一貫しており、ヘーゲルの平等観念への批判は「差異」論文以来の抽象的な反省哲学に対する批判の長年にわたる一貫性に基づくものであることがうかがわれ、一過性のものとは言えない。こうしたヘーゲルの悟性的抽象性への批判のモチーフは、52節注解の最後で「属性なしの質料という空虚な抽象物を思想は克服しなければならない」という形で一貫しているが、この52節注解におけるこの議論は、ヘーゲルの法哲学における「近代的所有概念」の確立と関わっている。このヘーゲルにおける「近代的所有概念」の確立については、村上淳一『近代法の形成』岩波書店、1979年、108頁参看。

さらに、この「属性なしの質料という空虚な抽象物」へのヘーゲルの批判は、「物自体(Ding an sich)」という「思想物(Gedankending)」へのヘーゲルの批判に通じている。

22 「なに人も何が本当に見方であり敵であるか、いな誰が味方であり敵であるかすら、実際には知り得ない。全体としての社会だけがそのような判断を下すことができるのである。ヘーゲルは、何を隣人に負っているかを決定するために内的な心情を頼りとする人々に反対して、まさにそのような議論を用いたのである。慈愛というような非知性的な感情ではなく、国家の法のみが何が正しく何が正しくないかを決定することができる」(J.N.シュクラール「ヘーゲルの『精神現象学』——ギリシアへの挽歌——」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』藤原保信他訳、お茶の水書房、新装版、1989年、所収、157頁)。ヘーゲルの『法哲学綱要』は、こうした問題を偶然性という哲学的観点から体系的に取り扱うのである。

23 このことは、ヘーゲルの時代においても、21世紀の今日においても同じである。そしてこのような「他人に対する偶然的個別的援助」は、偶然的だからこそ「心優しい連帯」の美談となる。私たちがこのような偶然的個別的援助の美談に感動し酔いしれるのは、このような歴史哲学的背景に規定されてのことであって、無規定に感動しているのではない。このような感動の商品化の成功例が、現代のハリウッド映画の中に溢れている。ブルース・ウィリス主演の諸映画が分かりやすい代表例であるが、そこには「偶然的個別的援助」がまさに偶然的になされ、予想を超えた自発的連帯と友情が生み出されて観客は感動に酔いしれる。現代のイラクやシリアに見られる中東情勢の混迷は、このような偶然性と無縁ではないが、このような知見もヘーゲル哲学の体系的な研究がもたらす。24時間愛は地球を救うというようなマス・イベントは、偶然的な友情と連帯が計画的に実現するからこそ感動が生み出される偶然的な瞬間の今日的な神聖劇場である。このようなボランティアの神聖劇場はもちろん、本稿で注目したフーコーが指摘した「人間」の「成立」の今日的帰結である。

24 村上淳一『近代法の形成』岩波書店、1979年、108頁参看。